第十九条の見出しを「（厚生年金保険給付積立金）」に改め、同条中「長期勘定」を「厚生年金勘定」に、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付積立金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職等年金給付積立金）

第十九条の二　事業団は、毎事業年度、退職等年金給付勘定において損益計算上利益を生じたときは、その額を退職等年金給付積立金として積み立てなければならない。

第二十三条中「長期勘定」を「厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

（退職等年金給付積立金の管理運用の方針）

第二十五条　事業団は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針（以下「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。）を定めなければならない。

2　退職等年金給付積立金管理運用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針

二　退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

三　退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

四　その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し必要な事項

3　事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の承認を得なければならない。

4　事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針に従って退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。

（退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書）

第二十六条　事業団は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する事項を記載した業務概況書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

附則第二項を次のように改める。

2　事業団は、当分の間、第二条第一項に規定する厚生年金勘定の内訳として、厚生年金経理及び職域年金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

附則第三項中「長期勘定」を「厚生年金勘定」に、「長期給付の事業」を「厚生年金保険事業等」に改める。

附則に次の四項を加える。

4　附則第二項の場合における第十九条の規定の適用については、同条中「厚生年金勘定」とあるのは、「厚生年金勘定の厚生年金経理」とする。

5　事業団は、毎事業年度、附則第二項に規定する職域年金経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を経過的長期給付積立金として積み立てなければならない。

6　第二十五条及び第二十六条の規定は、前項に規定する経過的長期給付積立金について準用する。

7　事業団は、軽減保険料率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「一元化法」という。）附則第八十五条第二項の規定により、第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下この項において同じ。）の平成二十七年十月から平成四十一年八月までの月分の同法による保険料率として共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める率をいう。第二号において同じ。）を定めたときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する金額を、各月ごとに、附則第二項に規定する職域年金経理から同項に規定する厚生年金経理に繰り入れるものとする。

一　当該月に係る一元化法附則第八十五条第一項に規定する厚生年金保険法による保険料率に基づき算定された当該月の第四号厚生年金被保険者に係る同法による保険料の総額

二　当該月に係る軽減保険料率に基づき算定された当該月の第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法による保険料の総額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第二条　この省令による改正前の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（次条において「改正前財務会計省令」という。）第十九条に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第二十七条第一項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において、この省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（以下「改正後財務会計省令」という。）附則第四項の規定により読み替えられた改正後財務会計省令第十九条に規定する厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（経過的長期給付積立金の当初額）

第三条　改正前財務会計省令第十九条に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条の規定により厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、改正後財務会計省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（退職等年金給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第四条　日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、改正後財務会計省令第二十五条の規定の例により、同条第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された退職等年金給付積立金管理運用方針は、施行日において改正後財務会計省令第二十五条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（経過的長期給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第五条　日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、改正後財務会計省令附則第六項において準用する改正後財務会計省令第二十五条の規定の例により、改正後財務会計省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金の管理及び運用の方針を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された管理及び運用の方針は、施行日において改正後財務会計省令附則第六項において準用する改正後財務会計省令第二十五条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

○文部科学省令第三十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）の施行に伴い、並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条並びに私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四から第十一条の三の六まで及び第十一条の三の七の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の九の二の見出しを「（特定疾病給付対象療養の認定）」に改め、同条第二項並びに第四項第一号及び第二号中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改め、同条第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第四条の十中「若しくは第二号、第二項第一号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。